

(資料5-1)

中山間地域等直接支払制度 の最終評価について

埼玉県農林部
農業ビジネス支援課

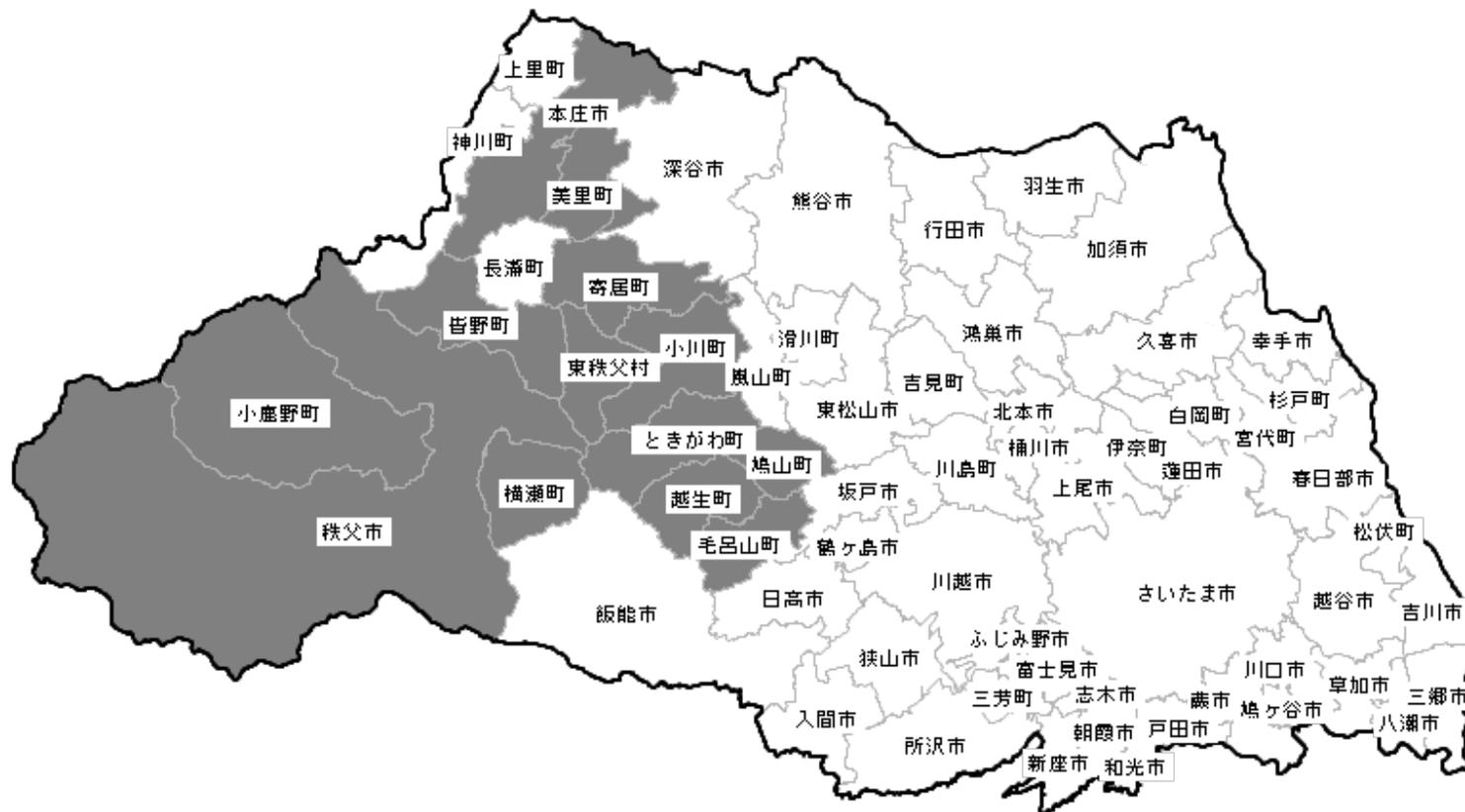
1

1 埼玉県における中山間地域等直接支払制度の取組状況

(1) 実施市町村数 13市町村

秩父市、本庄市、毛呂山町、越生町、小川町、鳩山町、ときがわ町、
横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、美里町、寄居町

中山間地域等直接支払制度 実施市町村（平成30年度末）



1 埼玉県における中山間地域等直接支払制度の取組状況

(2) 協定数 62協定

□協定種類別

集落協定：59協定（95.2%） 個別協定：3協定（4.8%）

□単価別

体制整備単価：52協定（83.9%） [集落協定49協定、個別協定3協定]

基礎単価（体制整備単価の8割）：10協定（16.1%） [集落協定10協定]

(3) 交付面積 347ha

□地目別

田：197ha（56.8%） 畑：150ha（43.2%）

□単価別

体制整備単価：310ha 基礎単価：37ha

□交付基準別

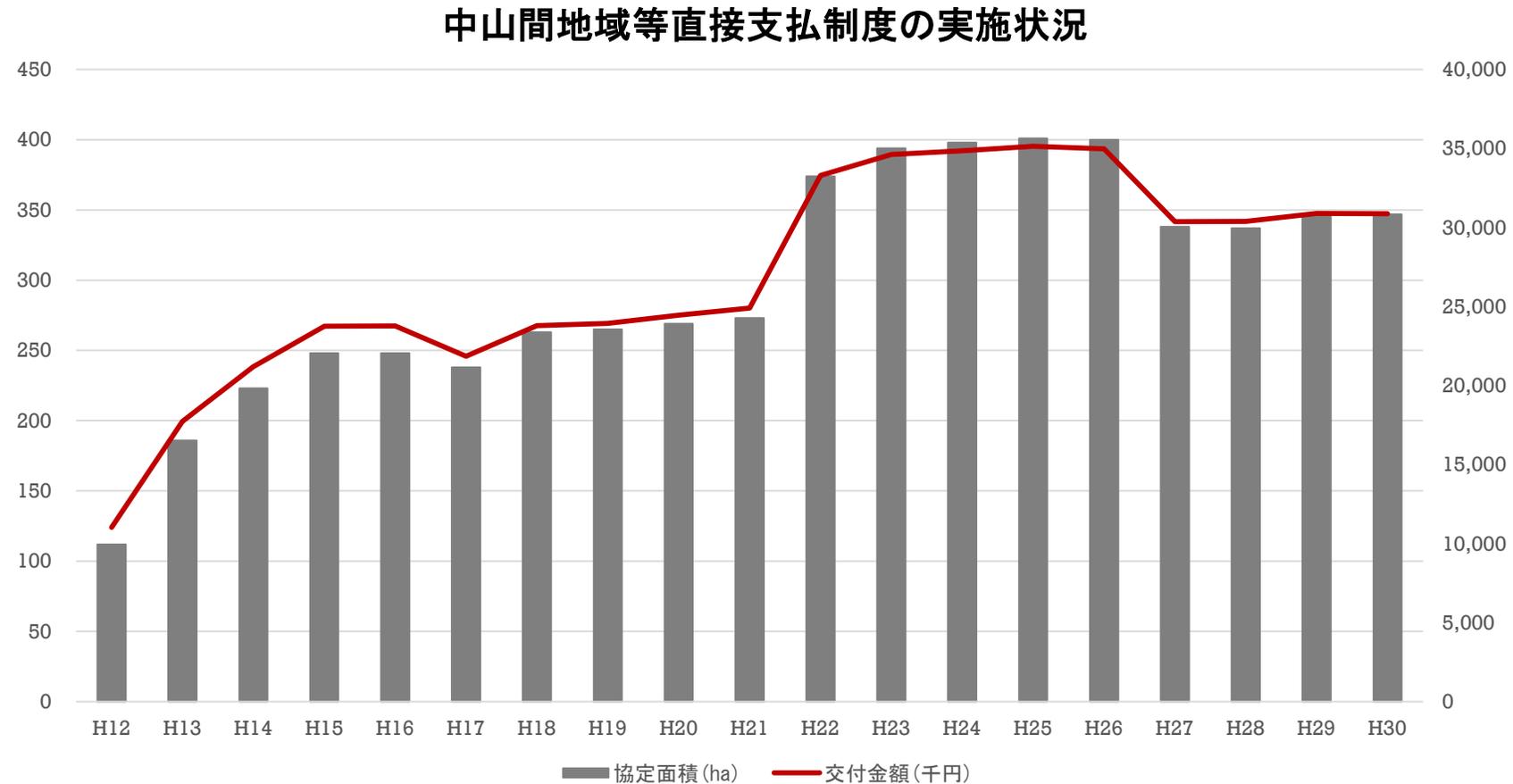
急傾斜：117ha（33.7%） 緩傾斜：206ha（59.3%）

高齢化率・耕作放棄地率：24ha（7%）

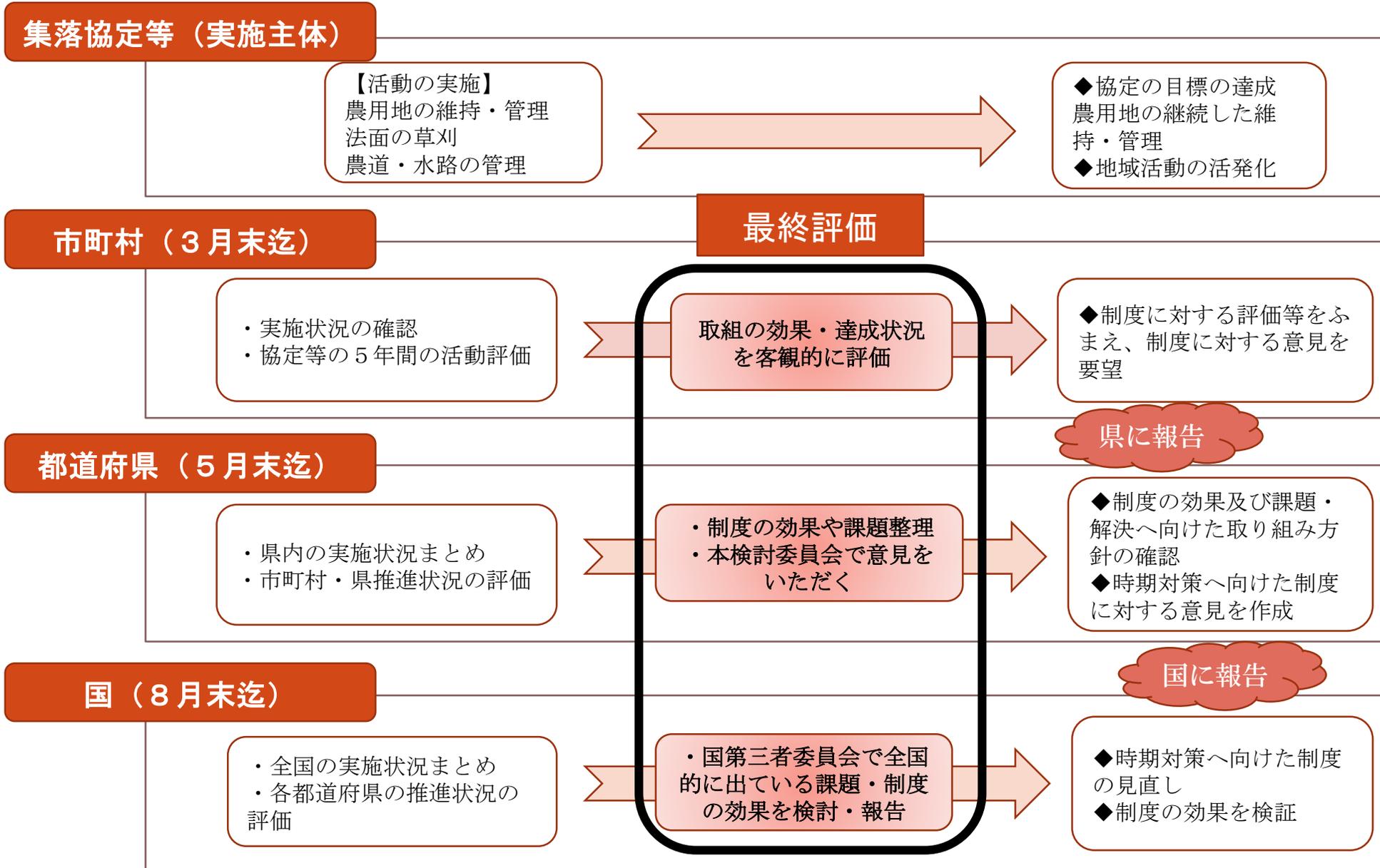
1 埼玉県における中山間地域等直接支払制度の取組状況

(4) 交付金額 30,866千円

(5) 取組の推移



2 最終評価について



2 最終評価について

実施状況の確認

目標達成に向けた事業の進捗状況の確認を目的に毎年調査を実施

中間年評価

対策期間の中間年に実施主体である個々の集落等の取組に対する評価を実施 (H29)

※中間年評価の手順		
① 取組ごとの評価		② 総合的な評価
取組内容	主な取組項目	評価
①集落マスタープランの実施状況	概ね5年間の具体的な活動計画	取組ごとに◎、○、△、×で評価
②農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄防止等の活動	
	水路・農道等の管理 多面的機能を増進する活動	
③農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地保全マップの作成・実施	
	A要件、B要件、C要件	
④加算措置	集落連携・機能維持管理加算	左記の項目ごとの評価を踏まえ加点法により総合評価（優、良、可、不可）
	超急傾斜農地保全管理加算	

国の規定に基づき実施

最終評価

対策期間の最終年において取組の効果や課題を明らかにし、次期対策に向けて制度の見直しを目的として下記により制度全体の評価を実施 (H31)

【評価区分】

A	おおいに評価できる	E	ほとんど評価できない
B	おおむね評価できる	F	全く評価できない
C	やや評価できる	G	その他
D	さほど評価できない		

※最終評価の手順		
(1) 取組の評価		(2) 総合的な評価
取組内容	主な取組項目	評価
第4期対策中間年評価のフォロー等 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	指導・助言を行っている協定の現状	取組ごとに生じた効果・課題を整理
	概ね5年間の具体的な活動計画	
農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄防止等の活動	
	水路・農道等の管理 多面的機能を増進する活動	
農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	A要件、B要件、C要件	取組の実施効果及び制度の仕組みを踏まえ、制度を総合的に評価
その他協定による活動	①加算措置、②集落戦略、③地域・集落の活性化、④集落協定の広域化・集落連携、⑤個人配分の上限交付額引き上げ	

3 中間年評価結果のフォロー等

中間年評価

- ・ 中間年評価時、個々の協定に対する評価は、62協定中49協定(79%)で「優」、11協定(17.7%)で「良」、2協定(3.3%)で「可」と評価され、順調に取り組みが実施されている。
- ・ 協定の取組で基本となる農用地の維持・管理は全協定で適正に実施されていると評価されたが、さらに発展的な取組を目指して、市町村が27協定(43%)に指導・助言を実施した。

中間年評価の総合評価

評価区分	協定への総合評価	%
優	49	79
良	11	17.7
可	2	3.3
不可	0	0
計	62	-

指導・助言の例

・ 集落戦略の作成に向けて、集落代表者が集落の構成員に対して、集落の課題等聞き取り調査し作成。市の担当職員も同席し、集落戦略の意義や・作成に向けての事務支援を実施。

		優良	適当	要指導・助言	返還等	合計
1 集落マスタープランの取り組むべき事項(集落協定必須)	集落マスタープラン	6	53	0	0	59
2 農業生産活動等として取り組むべき事項(8割単価必須)	耕作放棄の防止等活動	7	52	0	0	59
	水路・農道等の管理	17	42	0	0	59
	多面的機能を増進する活動	10	48	1	0	59
3 自律的かつ継続的な農業生産活動等の取組事項(10割単価)	農用地等保全管理体制整備	6	43	0	0	49
	A要件	0	2	0	0	2
	B要件	0	0	0	0	0
	C要件	0	47	0	0	47
	加算措置	0	2	0	0	2
4 集落協定内の話し合い状況	集落協定内での話し合いの状況	8	50	1	0	59
5 集落戦略の取組状況	集落戦略の取組状況	0	32	27	0	59

最終評価

- ・ 中間年評価で指導・助言を受けた27協定中19協定(70%)は目標達成が見込まれる。一方残りの8協定(30%)は引き続き市町村の指導・助言を受け、より発展的な取組の実施を目指している。

4 事項ごとの評価（市町村の評価結果を反映）

<取組に対する評価及び効果・課題など>

（1）集落マスタープランに定めた取り組むべき事項

地域の実情に合わせたマスタープランが作成され、共同活動の意識定着が進み、耕作放棄防止活動が行われている。

一方で、集落の過疎化・高齢化が深刻化し、農業生産活動等が困難になるため、担い手の確保が課題といえる。

集落マスタープラン項目

（おおむね5～15年後の実現を目途とした目標）

○集落における将来像

- ・集積対象者を核とした農業生産活動等の体制整備
- ・集落ぐるみの農業生産活動等の体制整備
- ・地域の実情に即した農業生産活動等の体制整備 など

○将来像を実現するための活動目標と活動計画

- ・協定農用地の拡大
- ・機械・農作業の共同化等営農組織の育成
- ・高付加価値型農業の実践
- ・地場産農産物等の加工・販売
- ・農業生産条件の強化
- ・新規就農者の確保
- ・認定農業者の育成
- ・多様な担い手の確保
- ・担い手への農地集積
- ・担い手への農作業の委託
- ・共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備

4 事項ごとの評価（市町村の評価結果を反映）

<取組に対する評価及び効果・課題など>

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

◇耕作放棄の防止等の活動

交付金の交付をきっかけに約7haの農用地が農振農用地に編入され、耕作放棄防止等の活動を実施した。

第4期対策開始の平成27年度から約9haも協定面積が増加しているのは評価できる。

今後は、協定を引き続き実施する集落の若手への負担が大きくなるため、負担軽減が課題となる。

(項目)

- ・ 利用権設定、農作業委託
- ・ 耕作放棄地復旧、林地化
- ・ 農地法面の崩壊防止のための定期点検
- ・ 協定農用地への柵、ネット等の設置 など

	集落協定	個別協定	
① 協定締結面積	293 ha	54 ha	
② 農振農用地区域への編入面積	7 ha		※美里町・円良田集落、毛呂町・阿諏訪集落
③ 既荒廃農地の復旧面積	0.47 ha		

H27末協定面積	338 ha	→	H30末協定面積	347 ha
----------	--------	---	----------	--------

◇水路・農道等の管理活動

集落内の水路・農道の草刈りや泥上げなど施設の維持・管理を行い、農業生産活動等の継続のほか、景観形成や災害防止に役立っている。

今後は、過疎化・高齢化に伴い、水路・農道の管理活動自体の存続が危ぶまれる。また、高齢者による水路の管理活動等は事故の原因にもなり、安全面にも課題が出てくる。

(項目)

- ・ 水路・農道周辺の草刈り
- ・ その他、周辺施設の管理 など

	集落協定	個別協定
① 管理する水路の延長	23,548 m	1,200 m
② 管理する農道の延長	59,122 m	1,200 m

4 事項ごとの評価（市町村の評価結果を反映）

<取組に対する評価及び効果・課題など>

（2）農業生産活動等として取り組むべき事項

◇多面的機能を増進する活動

周辺林地の下草刈りや景観形成作物の作付け及び魚類・昆虫類の保護活動をとおして、農山村の多面的機能を維持している。

特に周辺林地の下草狩りを実施することで、集落の景観形成が保たれるだけでなく、集落内へのごみの不法投棄や鳥獣被害が減少するなど、一定の効果が出ている。

（項目）

- ・ 周辺林地の下草刈り
- ・ 魚類・昆虫類の保護
- ・ 景観形成作物の作付け
- ・ 棚田オーナー制度
- ・ 市民農園の開設・運営
- など

	集落協定		個別協定	
① 周辺林地の下草刈の面積	3	ha		ha
② 棚田オーナー制度の対象面積	1	ha		ha
③ 市民農園等の面積	1	ha		ha
④ 体験民宿等の施設数		施設		施設
⑤ 景観作物の作付けに取り組む協定数	15	協定		協定
⑥ 堆きゅう肥の施肥に取り組む協定数		協定		協定

4 事項ごとの評価（市町村の評価結果を反映）

<取組に対する評価及び効果・課題など>

（3）農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（49協定）

◇A要件（2協定）

鳩山町・竹本集落と皆野町の立沢集落の2協定で実施。機械・農作業の共同化により個人では管理が難しくなったほ場も管理することができている。

また、立沢集落は協定農用地の半分以上も機械・農作業の共同化を実施しており、より前向きに活動に取り組んでいることがうかがえる。

（項目）

・機械・農作業の共同化 ・高付加価値型農業の実践 など

① 機械・農作業の共同化への取組面積	1	ha
② 高付加価値型農業の実践への取組面積	0.1	ha
③ 農業生産条件の強化への取組面積		ha
④ 担い手への農地集積への取組面積		ha
⑤ 担い手への農作業の委託への取組面積		ha

◇C要件（47協定）

当要件は協定の誰かが農用地の維持・管理ができなくなる場合、ほかの協定参加者等に引き継ぎ、農用地を維持・管理するものである。

第4期対策中、当要件を実施している協定47協定中31協定(66%)で発動し、農用地の維持・管理を引継ぎ、協定面積を減少させることはなかった。

当要件自体は、中山間地域の実情に合った要件であり、次期対策でも当要件の継続を望む。一方課題としては、高齢化がすすみ、農地の維持・管理で手いっぱいになってしまっていることである。

（項目）

・集団的かつ持続可能な体制整備

① 集団的かつ持続可能な体制整備の実施協定数	47	協定
② うち、C要件に位置づけた取り決めが実行された協定数	31	協定
③ C要件に位置づけた取り決めにより農業生産活動が継続された面積	136	ha

4 事項ごとの評価（市町村の評価結果を反映）

<取組に対する評価及び効果・課題など>

（4）その他協定締結による活動

◇加算措置（超急傾斜農地保管理：2協定）

秩父市の沢戸集落協定及び小鹿野町の八谷集落協定の2協定で、傾斜20度以上の畑の農用地約8haにおいて実施し、約50万円の交付金が交付されている。

うち沢戸集落協定では収穫した果樹等を農産物直売所や地域内外のイベントで販売し、集落のPR活動をするとともに、集落の道路を整備し、散策マップを活用して、都市農村交流を実施している。

（項目）

- ・超急傾斜農地の保全
- ・超急傾斜農地で生産される農産物の販売促進

	集落協定	個別協定
① 集落連携・機能維持加算（小規模・高齢化集落支援）の対象面積及び協定に取り込んだ農業集落数	ha 集落	ha 集落
② 超急傾斜農地保全管理加算の対象面積【第4期新規】	8 ha	ha

事例 4-① 超急傾斜農地保全管理加算の取組（埼玉県秩父市吉田石間 沢戸集落協定）

ちちぶし よしだいま さわど

○ 超急傾斜農地保全管理加算の取組開始を契機に、収穫物の直売を開始し、農業者の生産・販売意欲が拡大。

協定面積：7ha（畑） 交付金額：125万円（個人配分50%、共同取組活動50%）
協定参加者：農業者34人 協定開始：平成12年度

地区の概要

- 当地区は、埼玉県秩父市の北部に位置する険しい山肌に拓けた山間集落で自家消費用の果樹や野菜を栽培。
- 平成12年度から取組を開始し、集落ぐるみで農地の維持管理を実施。共同活動として、農道・耕作道の保全管理等を実施し、機械作業時の安全確保を図っており、平成27年度からは超急傾斜農地保全管理加算に取組み。
- 農業者が安心して営農を継続させることができる環境を整えるため、シカ、イノシシ等への獣害対策が大きな課題。
- 平成27年度に吉田石間地区で「天空だんべえ石間協議会」を組織。当協定も構成員となり周辺集落とともに農村文化の継承と農地・資源を活用した地域の活性化に取組み。

取組の特色

- 果樹生産は、これまで自家消費にとどまっていたが、超急傾斜農地保全管理加算の取組開始を契機に、平成28年度から「吉田よいとこ祭」や「彩の国食と農林業ドリームフェスタ」で本制度の活動をパネル展示し、収穫される農産物（カボス等）のPRを実施するとともに、直売所への出荷を開始。あわせてチラシを作成し、直売所で配布。
- これまで自家消費していた果樹がPRIにより収入につながり、農業者の生産意欲が拡大。今後、作業環境を改善し生産量を増やすため、小型運搬車等が通行できる農作業道を新設・管理し、果樹の植栽及び獣害対策用ネットの拡大を予定。
- 農産物直売所等での販売収入の増加に繋げるため、「天空だんべえ石間協議会」と連携し、果樹の栽培、剪定等講習会を実施。

【地区の外観】

【共同作業（農道管理）】

【収穫前のカボス】

【直売所での販売】

4 事項ごとの評価（市町村の評価結果を反映）

<取組に対する評価及び効果・課題など>

（４）その他協定締結による活動

◇集落戦略【第４期対策新規措置】

平成２８年度から新規で制度に設置された取り組みで、集落の１０～１５年先を見据えた農地や集落の将来のことを取りまとめたものが集落戦略である。

県内では平成２９年度に実施した中間年評価の結果も受け、５９協定中３協定が平成３０年度中に作成。協定活動に関する課題の再認識と将来に向けての目標を明確にした。

県内の協定は集落戦略を作成した際にメリット措置を受けることのできる協定が少なく、作成に向けての推進が難しい状況。

そのなかでも集落内で代表者を中心に話し合い、集落戦略を作成した３協定はおおいに評価できる。

① 集落戦略を作成した集落協定数及び面積	3	協定	14	ha
うち15ha以上又は集落連携・機能維持加算に取り組む協定数及び面積		協定		ha
うち15ha以上の協定数及び面積		協定		ha
うち集落連携・機能維持加算に取り組む協定数及び面積		協定		ha
② 集落戦略を作成中の集落協定数及び面積		協定		ha
うち15ha以上又は集落連携・機能維持加算に取り組む予定の協定数及び面積		協定		ha
うち15ha以上の協定数及び面積		協定		ha
うち集落連携・機能維持加算に取り組む予定の協定数及び面積		協定		ha
③ 集落戦略の策定を契機に増加した協定数、協定面積、参加者数		協定		ha
		人		

<集落戦略作成時のメリット措置の要件>

下のどちらかに該当する集落協定

- ・ 15ha以上の協定面積
- ・ 集落連携・機能維持管理加算

◇地域・集落の活性化

集落協定内での話し合いが活発に行われ、地域コミュニティの存続に寄与している。

第４期対策まで協定活動を実施し、集落の過疎化・高齢化が深刻化する中で、集落の話し合いが増え、新たな取組に取り組むことは、集落周辺の地域活性化に寄与し、非常に評価できる。

（項目）

・ 集落内での話し合いの活発化

・ 地域イベントの取組

など

話し合いの回数(回数/年)

鳩山町・竹本集落 20回

小鹿野町・八谷集落 20回

横瀬町・寺坂集落 11回 など

地域イベント

横瀬町・寺坂集落のホテルかがり火祭り

秩父市・沢戸集落の吉田よいとこ祭 など

5 制度の総合的な評価など

(1) 制度の実施効果及び総合的な評価

当委員会で意見を頂戴します

- ・第4期対策では中間年評価の結果を受け、市町村の指導・助言もあり適正な農用地の維持・管理を実施し、地域活動の活発化に寄与している。
- ・市町村の当制度に対する評価は2市町村でA評価、残りの11市町村でB評価と、全市町村が当制度に対する必要性・有効性を感じ、次期対策も当制度の継続を望んでいる。
- ・一方、所得向上や集落の発展に向けた、より発展的な取組への移行が難しい点や、市町村・集落の事務負担が大きい点が今後の地区継続の不安材料となるため、制度に対する評価をBとした。

【市町村の選択項目】・・・選択の多い項目を県の評価書に反映

	①実情に合わせた交付金活用	②安定した交付金交付	③話し合い活発化	④農地維持の意識醸成	⑤活動計画に基づく取組	⑥農地維持管理の見通し	⑦新たな人材受け入れ、組織連携	⑧集落間連携の意識醸成	⑨前向きな取組の意識醸成	⑩継続的な農地維持の意識醸成	⑪個人配分の安定した確保	⑫その他	⑬効果なし	総合評価
秩父市	○	○		○						○				B
本庄市	○					○								A
毛呂山町	○	○		○		○	○	○	○	○	○			B
越生町	○	○	○	○	○			○	○	○	○			B
小川町						○			○	○				B
鳩山町			○		○			○						B
ときがわ町				○						○				B
横瀬町	○	○	○	○	○	○				○				B
皆野町	○	○		○					○					B
小鹿野町	○	○	○						○	○				A
東秩父村				○						○				B
美里町	○	○	○	○						○				B
寄居町	○	○		○						○				B
	9	8	5	9	3	4	1	3	4	10	3	0	0	

5 制度の総合的な評価など

(2) 第1期対策から第4期対策までの効果等

当委員会で意見を頂戴します

◇耕作放棄の発生が防止された（11市町村）

交付金の交付前までは個人で、農用地を維持・管理していた地域が多かったが、交付金をきっかけに共同活動を実施する機会が増え、地域として耕作放棄防止に対する意識が醸成された。

◇水路・農道等の維持・管理が適切に行われるようになった（9市町村）

集落の定期的な共同活動により、水路・農道の良好な営農環境が保たれた。

◇鳥獣被害が防止された（5市町村）

周辺林地の下草刈りや集落の共同活動により、農用地との緩衝帯が整備され鳥獣被害の防止につながった。

◇多面的機能を増進する活動を通じて農村の景観の保全など集落環境が向上した（4市町村）

交付金事業実施にあたり景観形成作物の作付けや昆虫・魚類の保護の実施、市民農園等の運営などに取り組んでいる。取組をさらに発展させ、地域のイベントを実施する集落もでてきている。

【市町村の選択項目】

	①耕作 放棄防 止	②協働 力向 上、維 持	③水 路・農 道等 の維 持管 理	④鳥獣 被害 防 止	⑤多 面 的 機 能 の 増 進	⑥担 い 手 確 保	⑦担 い 手 へ 農 地 集 積	⑧機 械、 施 設 の 共 同 化	⑨新 た な 人 材 の 受 入 れ	⑩所 得 向 上 の 取 組	⑪都 市 農 村 交 流 の 取 組	⑫世 代 交 代	⑬世 代 間 交 流	⑭定 住 条 件 の 整 備	⑮そ の 他・ 事 項
秩父市	○		○	○	○										
本庄市	○		○												
毛呂山町	○		○												
越生町	○		○												
小川町	○						○								
鳩山町	○														
ときがわ町	○		○												
横瀬町	○	○	○	○	○						○				
皆野町	○	○	○	○	○										
小鹿野町															
東秩父村	○		○												
美里町	○		○	○	○					○					
寄居町												○			
	11	2	9	5	4	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0

5 制度の総合的な評価など

(3) 今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題・対策等

当委員会で意見を頂戴します

◇高齢化・過疎化の進行による協定参加者の減少（12市町村）

第1期対策から継続して参加されている方が多く、参加者の平均年齢が非常に高くなり、次期対策に取り組むのも難しい状況。協定参加者が減少した際に参加者の負担が少なくなるよう事務支援等で対処する。

◇担い手の不在（6市町村）

協定参加者の大半が65歳以上の高齢者で（921人/1480人）担い手の年齢層の参加者の加入が見込めない状況。

◇リーダーや核となる人材の不足（5市町村）

現在のリーダーや、活動の核となる人物も高齢化しており、今後人材不足になる可能性が高い。対策として、市町村では集落にある農業団体の役員の若返りを促している。

◇野生鳥獣の被害（9市町村）

野生鳥獣被害が年々問題となり、耕作者の意欲の減退につながっている。電気柵の設置による農用地等の環境改善及び作付け作物の選定などを周知し、被害防止につなげる。

◇事務負担の軽減（3市町村）

集落の農業者等もそうだが、補助する市町村の負担も大きく制度の運用上の問題になっている。国から交付される推進事業費を多く確保し、市町村の推進活動の支援を実施する。

【市町村の選択項目】

	人員・人材に関する課題			営農に関する課題			農村共働カ (集落機能) に関する課題			本制度に関する課題			15その他	16課題 なし	
	1協定 参加者 減少	2担い 手不在	3核人 材不足	4生産 条件不 利	5鳥獣 被害	6収入 減少	7省力 化	8協働 力低下	9話し 合い	10生活 環境改 善	11返還 措置へ の不安	12行政 との連 携不足			13要件 見直し
秩父市	○	○	○		○			○					○		
本庄市	○													○	
毛呂山町	○				○										
越生町	○	○	○												
小川町	○	○	○		○									○	
鳩山町			○												
ときがわ町	○				○										
横瀬町	○		○		○										
皆野町	○														
小鹿野町	○	○			○					○				○	
東秩父村	○	○			○										
美里町	○				○										
寄居町	○	○			○					○			○		
	12	6	5	0	9	0	0	1	0	0	2	0	2	3	0

5 制度の総合的な評価など

(4) 取り組みの評価と今後の取組方針

当委員会で意見を頂戴します

- ・農用地の維持・管理については適正に実施され、耕作放棄の防止につながっていることは非常に評価できる。今後も引き続き協定活動が適正に実施できるよう、事務支援を行う。
- ・集落の所得形成に向けた取り組みや、担い手確保、農作業の省力化などの、より発展的な取組に向け課題が残るため、他地域の事例紹介や鳥獣被害の少ない作物の周知など実施する。

取組の各項目

① 耕作放棄の防止、農道・水路の維持・管理、多面的機能の増進
② 農業生産体制の整備(担い手・協定の核となる人材の確保、農地集積等の取組)
③ 所得形成(農業生産活動の持続的発展に向けた6次産業化等の取組)
④ 農村協働力(集落機能)の向上・維持、集落コミュニティの活性化
⑤ 集落間連携・広域化、多様な中間支援組織との連携による取組体制の強化
⑥ 超急傾斜農地の保全活動
⑦ その他(省力化等)
⑧ ①から⑦の取組に関連した交付金の配分方法、使途のあり方

【取組事例】

事例 6-②
エゴマ栽培による遊休農地の解消 (埼玉県美里町円良田協定)



- 獣害被害の少ないエゴマを導入することで、獣害や高齢化を原因とする耕作意欲の減退により増加していた遊休農地を解消。また、加工品であるエゴマ油など新たな商品開発を行い、地域の活性化に貢献。

面積：7.1ha (田：1.9ha、畑：5.2ha) 交付金額：33.8万円 (個人配分80%、共同取組活動20%)
協定参加者：農業者33人 協定開始：平成29年度

取組の概要

- 本地区は、埼玉県美里町の南部に位置し、主に果樹(あんず、うめ)、しいたけ等を栽培。
- 集落の高齢化や担い手不足により、遊休農地が増加し、イノシシ等の獣害被害が顕在化。このような状況を打開するため、平成28年から獣害被害の少ないエゴマ栽培に着手し、遊休農地の解消や農地の有効活用に寄与。
- 平成29年から本制度に取り組み、地権者等が中心となり、集落ぐるみで草刈りや農道の管理に取り組み、エゴマ栽培の拡大・安定生産を下支え。



【エゴマの葉・花】



【共同活動:収穫作業】

取組の特色

- エゴマはシソ科の植物で、特有の香りはイノシシやシカ等の動物が嫌う匂いのため、獣に狙われにくく、防護柵やネット等を設置する必要がなくなり生産者の労力軽減に寄与。
- 共同取組活動として協定参加者を中心に設立された「円良田EGOMAクラブ」がエゴマを生産し、地元直売所でエゴマ油への加工・販売を行い、収益の向上、地域農産物のブランド化の取組により、地域の活性化を推進。
- エゴマ油は美里町のふるさと納税の返礼品となっており好評。(平成29年度エゴマ油の生産額：350万円)
- エゴマの栽培により、遊休農地が減少し、中山間地域の景観向上、農家の耕作意欲の回復に寄与。



【エゴマ油の充填】



【商品のエゴマ油】

5 制度の総合的な評価など

(5) 制度に対する意見等

- ・ 当制度は中山間地域の実情に合った制度であり、継続した農用地の維持・管理、地域コミュニティの活性化につながるため、次期対策以降も引き続き制度の継続を望む。
- ・ 一方で、埼玉県でも高齢化により、発展的な取組を実施する場合、5年間の継続した取組を実施できない場合のペナルティが厳しく、取組実施を躊躇する地域もあるため、もう少し柔軟な対応を国に望む。
- ・ 近年、集落や市町村の事務負担が非常に大きくなり、市町村の推進事業費にあてる国の予算枠が年々縮小している。市町村や集落の事務負担の軽減のためにも、推進事業費の予算枠拡充を望みたい。
また、集落のさらなる発展的な取り組みの実施のためにも、集落の事務作業にかかる交付金の上乗せや、1地域に1人ほど事務処理を支援する人物を受け入れるための推進事業費の確保を望む。